

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学環境安全保健委員会規程</b> (平成16年達示第67号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>環境安全保健担当の理事及び人事担当の理事</u></p> <p>(2) 環境安全保健機構長 (以下「機構長」という。)</p> <p>(3) 環境安全保健機構副機構長</p> <p>(4) 研究科長 若干名</p> <p>(5) 研究所長 若干名</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 環境安全保健機構各部門長</p> <p>(8) 人事部長、施設部長及び教育推進・学生支援部長</p> <p>(9) その他機構長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) <u>人事担当の理事、学生担当の理事及び環境担当の理事</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>2・3 }</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程</b> (平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき<u>情報担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)及び京都大学情報格付け基準 (以下「格付け基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 }</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき<u>情報基盤担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)及び京都大学情報格付け基準 (以下「格付け基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。</p> <p>(6)～(11) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員のクロスアポイントメントの実施に関する規程</b> (平成27年達示第55号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>総務担当理事</u>が別に定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(雑則)</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>人事担当の理事</u>が別に定める。</p>

改 正 前	改 正 後
<p><b>国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程</b> (令和3年達示第61号)</p> <p>(前 略) (業務報告)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教員等の在宅勤務の業務報告は、<u>総務担当の理事</u>が別に定める方法をもって代えることができる。</p> <p>(中 略) (雑則)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>総務担当の理事</u>が定める。</p>	<p>(業務報告)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教員等の在宅勤務の業務報告は、<u>人事担当の理事</u>が別に定める方法をもって代えることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>人事担当の理事</u>が定める。</p>
<p><b>国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程</b> (平成26年達示第38号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の統括管理責任者を補佐する者として副統括管理責任者を置き、<u>研究公正担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の統括管理責任者を補佐する者として副統括管理責任者を置き、<u>総務担当の理事</u>をもって充てる。</p>
<p><b>京都大学安全衛生管理規程</b> (平成19年達示第8号)</p> <p>(前 略) (部局の安全衛生管理)</p> <p>第7条 部局の長(事務本部にあつては、<u>環境安全保健担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局における安全衛生管理に関し、総括する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局の安全衛生管理)</p> <p>第7条 部局の長(事務本部にあつては、<u>環境担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局における安全衛生管理に関し、総括する。</p>
<p><b>京都大学化学物質管理規程</b> (令和3年達示第66号)</p> <p>(前 略) (部局の長の責務)</p> <p>第3条 部局の長(事務本部にあつては<u>環境安全保健担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第3条 部局の長(事務本部にあつては<u>環境担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程 (令和元年達示第50号)</p> <p>(前 略) (理事及び環境安全保健機構)</p> <p>第3条 本学における放射線に係る安全の確保に関しては、<u>環境安全保健担当の理事</u>が総括管理する。</p> <p>2 機構は、<u>環境安全保健担当の理事</u>の下に、部局が第1条の目的のために行う安全管理について適切な指導を行うものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学排水・廃棄物管理等規程 (昭和54年達示第11号)</p> <p>(前 略) (部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(事務本部にあつては、<u>環境安全保健担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(理事及び環境安全保健機構)</p> <p>第3条 本学における放射線に係る安全の確保に関しては、<u>環境担当の理事</u>が総括管理する。</p> <p>2 機構は、<u>環境担当の理事</u>の下に、部局が第1条の目的のために行う安全管理について適切な指導を行うものとする。</p> <p>(部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(事務本部にあつては、<u>環境担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則(令和4年達示第84号) この規程は、令和4年10月17日から施行し、令和4年10月1日から適用する。</p>